

船橋市立古和釜小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年度改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

全ての児童が安心して、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。これらの実現のためには、児童自身が、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにすることが肝要であるとともに、児童の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうること、また、教職員等の不適切な認識や言動が、いじめの発生を助長したり、深刻化を招いたりすることを学校職員間で共通認識し、いじめの防止、早期発見、早期対応に努める。

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援をする。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、研修会等を実施する。
- ・道徳教育を重視し、各学年、学級において児童に対するいじめ防止の啓発を行う。
- ・互いに認め合い、尊重し合える集団の育成に努める。
- ・「楽しく」「分かる」授業を通して、児童生徒の学習意欲と学力を高める。
- ・さまざまな児童の特性に配慮した支援を行う。
- ・情報モラル教育として、インターネット等を使用ルールや留意点等について児童や保護者に啓発活動を行う。
- ・児童の表情や交友関係の変化やグループ内での様子、授業への取組状況他、持ち物や掲示物の汚損等について、鋭敏さを持って観察し、見守る。

② いじめの早期発見のための措置

- ・日頃から児童の様子や人間関係を把握することができるように、各担任は様子を観察し、表情やしぐさなどに目を配る。
- ・いじめを早期に発見するため、調査をすることでいじめを抑止する効果を上げるために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。
- ・アンケート調査を実施し、担任を含めた複数の教職員で分析を行い、必要に応じて迅速かつ適切に対応する。(全担任)
- ・定期的な教育相談期間等を設定し、日頃からあらゆる機会を見つけ、教育相談を実施する。
- ・児童のSOSのサインをすくいあげるために相談室前に意見箱を設置し、いじめの早期発見に役立てる。定期的な(窓口教頭・スクールカウンセラー・生徒指導主任)
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を気軽にすることができるように窓口を広げ、職員と保護者が協力して問題に取り組むことができるような、相談体制の整備を行う。(全職員・保護者)

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。(全職員)
- ・学校評議委員会にも情報を公開し、情報を集めたり対策を検討したりして、地域全体で問題に取り組むようにする。(保護者・地域)

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、研修会等を行う。(保護者)

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- <構成員> 校長、教頭、スクールカウンセラー、生徒指導担当、養護教諭、栄養士、学年主任、道徳教育推進教師、児童会担当、部活動担当、特別活動担当、その他適時該当児童に係る担任等の教職員。
- <活動> アンケート調査並びに教育相談に関する事。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関する事。
- <開催> 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。(当該児童や周辺の児童への聞き取り調査を実施することで把握できるようにする。)
- ・いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する。
- ・いじめ加害者による被害者や通報者に対する圧力行為(仕返し、いじめの再発・エスカレートなど)がないよう事後指導を徹底する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなど、支援を行う。(いじめを行った児童に対しても同様の措置を講ずる場合がある。)
- ・いじめ問題解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに関係保護者に伝える。
- ・支援方針・指導方針を伝えるとともに、学校と家庭が協力して問題の解決及び再発防止に向け、取り組む。
- ・必要に応じて学校評議委員会を開催し、評議委員から意見を求めるなどして、問題解決に地域全体で取り組む。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関する事。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関する事。